

公正競争規約違反に対する措置等

A社：大阪府高石市所在 免許更新回数（3）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：自社ホームページ

新築住宅2物件

■ おとり広告（架空物件）

- ◎ 広告表示の新築住宅は存在せず、取引不可（2物件）。

※ A社は令和3年2月12日に当協議会から警告の措置を受けている。

B社：大阪府中央区所在 免許更新回数（3）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

新築分譲住宅1物件

■ 広告表示の開始時期の制限違反及び取引内容の不当表示

- ◎ 建築確認番号を表示し、販売数5戸の新築分譲住宅を取引する旨表示

⇒ 2戸については広告時に建物の建築確認番号未取得。

なお、建築確認番号を取得していた3戸について、実際に取得した建築確認番号は広告表示のものとは異なるものであった。

■ 取引内容の不当表示

「全5区画販売♪」「自由設計ですのでご希望の間取りで建築できます♪」と記載

⇒ 3戸については広告時に建築確認番号を取得しており、自由設計ではない。

※ B社は令和2年9月18日に当協議会から警告の措置を、また、令和3年4月16日に違約金課徴の措置を受けている。

C社：大阪府豊中市所在 免許更新回数（8）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

賃貸住宅2物件

■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、長いもので4か月間、短いもので3か月間継続して広告。

D社：京都市上京区所在 免許更新回数（10）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

賃貸住宅3物件

■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、長いもので5か月間、短いもので3か月間継続して広告。

E社：奈良県北葛城郡所在 免許更新回数（5）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

賃貸住宅2物件

■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、長いもので6か月半の間、短いもので3か月間継続して広告。